

府中市公衆浴場設備改修資金助成規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 10 月 22 日

府中市長 高 野 律 雄

府中市規則第 54 号

府中市公衆浴場設備改修資金助成規則の一部を改正する規則

府中市公衆浴場設備改修資金助成規則（昭和 58 年 3 月府中市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
<u>府中市公衆浴場設備改修事業補助金交付規則</u> <u>（趣旨）</u> 第 1 条 この規則は、市民の日常生活にとつて欠くことのできない入浴の機会を確保し、公衆衛生の向上を図ることを目的として、公衆浴場の経営者に府中市公衆浴場設備改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。 <u>（補助対象事業）</u> 第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、公衆浴場の営業に要する	<u>府中市公衆浴場設備改修資金助成規則</u> <u>（目的）</u> 第 1 条 この規則は、公衆浴場の経営者に対し、公衆浴場設備の改修に必要な資金を助成することにより、経営を安定させ、市民の日常生活にとつて欠くことのできない入浴の機会を確保し、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 <u>（対象工事）</u> 第 3 条 助成の対象は、ボイラー、温水器、ろ過器、ポンプ、煙突等

設備等の改修工事その他市長が必要と認める工事(以下単に「工事」という。)とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 市内の公衆浴場の営業について許可を受け、現に経営していること。
- (2) 省 略
- (3) 主として工事を発注し、又は施工する者であること。

【削 除】

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、工事に要する費用の2分の1以内の額とし、同一の会計年度において、同一の公衆浴場につき100万円を限度とする。この場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、府中市公衆浴場設備改修事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)

の改修工事及び洗い場、脱衣場、屋根、外壁等の塗装工事とする。

(助成を受ける者の資格)

第4条 助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 市内において公衆浴場の営業許可を受け、現に経営していること。
- (2) 省 略
- (3) 前条に規定する工事を行うこと。
- (4) 同一年度中にこの規則による助成を受けていないこと。

(助成の額)

第5条 助成の額は、工事に要する経費の2分の1以内とし、100万円を限度とする。

(申請)

第6条 助成を受けようとする者は、公衆浴場設備改修資金助成申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しな

に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) ~ (3) 省 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、
補助金の交付の可否を決定し、府中市公衆浴場設備改修事業補助金
交付・不交付決定通知書 (第2号様式) により当該申請をした者に
通知するものとする。

(申請事項の変更)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者 (以下「交付決
定者」という。) は、当該決定に係る申請書の記載事項を変更しよ
うとするときは、申請事項変更申請書 (第3号様式) により市長に
申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、承認の可否を決定し、申
請事項変更承認・不承認通知書 (第4号様式) により交付決定者に
通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、工事完了後、速やかに公衆浴場設備改修工事

なければならない。

(1) ~ (3) 省 略

(4) その他市長が必要と認める書類
(決定・却下通知書)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、
助成の可否を決定し、公衆浴場設備改修資金助成決定・却下通知書
(第2号様式) により申請者に通知するものとする。

【追 加】

(実績報告)

第8条 助成を受けた者は、工事完了後、速やかに公衆浴場設備改

実績報告書(第5号様式)に当該工事に係る支払領収書の写しを添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、第7条の規定による交付決定の内容(第8条第2項の規定により当該内容の変更を承認しているときは、当該変更後の内容)と適合するか審査し、補助金の額を確定し、府中市公衆浴場設備改修事業補助金額確定通知書(第6号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受け、又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

修工事実績報告書(第3号様式)に当該工事に係る支払領収書の写しを添えて市長に報告しなければならない。

【追 加】

(助成の取消し等)

第9条 市長は、助成の決定を受け、又は助成を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該決定を取り消し、助成を中止し、又は助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)～(2) 省 略

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、交付決定者に対し、当該命令に係る補助金の受領の日から返還までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、当該返還した額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させることができる。

2 前項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該納付した額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第15条 市長は、交付決定者に対し、第13条の規定により補助金の返還を命じた場合において、交付決定者が当該命令に係る補助金

(1)～(2) 省 略

【追 加】

を期限までに返還をしなかつたときは、期限の翌日から返還までの
日数に応じ未返還額につき年 10.95 パーセントの割合で計算し
た延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

第 16 条 省 略

【追 加】

第 10 条 省 略

第 1 号様式から第 3 号様式までを次のように改める。

第1号様式(第6条)

府中市公衆浴場設備改修事業補助金申請書

年 月 日

府中市長

申請者 住 所

氏 名〔 名 称
代表者〕

電 話 — —

府中市公衆浴場設備改修事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

公 衆 浴 場	名 称
	所在地
工 事 内 容	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 費	円
申 請 額	円(工事費の2分の1、限度額100万円)

府中市公衆浴場設備改修事業補助金交付規則第4条第2号について、市が保有する公簿等で納税状況を確認することに同意します。

事業者名 _____

代表者氏名 _____

添付書類

- ☐ 設計書
- ☐ 契約書又は見積書

納 税 状 況	
滞納	有・無

第2号様式（第7条）

第 号
年 月 日

様

府中市長



府中市公衆浴場設備改修事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた府中市公衆浴場設備改修事業補助金について、
交付
不交付
を決定したので通知します。

1 補助金額 円

2 不交付理由

--

3 交付の取消し等

次のような場合は、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることがあります。

- (1) 偽りその他の不正な行為により助成を受けたとき。
- (2) 資金を目的以外に使用したとき。

第3号様式（第8条）

申請事項変更申請書

年 月 日

府中市長

申請者 住 所
氏 名〔 名 称 〕
電 話 代表者 — —

年 月 日付けで交付決定のあつた府中市公衆浴場設備改修
事業補助金の申請事項を変更したいので、次のとおり申請します。

公 衆 浴 場	名 称
変 更 内 容	
変 更 理 由	

第3号様式の次に次の3様式を加える。

第4号様式（第8条）

第 号
年 月 日

様

府中市長



申請事項変更承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあつた申請事項の変更については、次のとおり決定したので通知します。

公 衆 浴 場	名 称
変 更 内 容	

1 承認します。

2 承認しません。

理 由	
-----	--

第5号様式(第9条)

公衆浴場設備改修工事実績報告書

年 月 日

府中市長

申請者 住 所
氏 名〔 名 称 〕
電 話 代表者 — —

年 月 日付けで交付決定を受けた府中市公衆浴場設備改修事業補助金に係る工事について、次のとおり報告します。

公 衆 浴 場	名 称
	所在地
工 事 内 容	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
工事費(実績)	円
補 助 額	円

添付書類

☐ 支払領収書(写し)

第6号様式(第10条)

第 号
年 月 日

様

府中市長



府中市公衆浴場設備改修事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあつた府中市公衆浴場設備改修事業補助金の額については、次のとおり確定したので通知します。

補助金確定額 円

付 則

この規則は、公布の日から施行する。